

株式会社支配の諸類型に関する考察

中 村 一 彦

一 は し が き

好むと好まざるを問わず、株式会社は実存しており、株式会社の地位は、資本主義社会において、その数においても、またその経済力においても、支配的なものとして定着している。現在、株式会社法においては、大別して株式会社を「株主のもの」と考える伝統的理論と、株式会社は株主の私有から離れて、巨大な他人資本の提供者、その企業に自己とその家族の生活権を託している従業員、さらに国民経済全体からの諸利益を負託されて動いている社会的存在と考える理論とが対立している。現代的事象として、いわゆる所有と経営の分離ないし経営者支配が経営学において議論され、それは株式会社の法的考察においてもしばしば援用されているが、前者の理論を立てば、これらの事象はあくまで特殊的、例外的な事象として取扱われ、後者の理論を立てば、現代的株式会社の特性とし

て強調される。いずれの学説・理論が眞理であるかを決定することは、自然科学に比して極めて困難である。しかしながら今日、法学の分野においても、もはや株式会社支配の諸問題を検討することなしには、正しい株式会社法理の樹立はありえないと言っても、決して過言ではないであろう。

本稿のねらいは、右にのべた株式会社支配の諸問題を検討する方法の一環として、株式会社支配の類型ないし形態を分類し、それに若干の考察を加えることにある。およそ、株式会社支配の論議に関しては、一般に、バーリ(Berle)およびミーンズ(Means)が、その労作「近代株式会社と私有財産」において、定置した五つの主要形態(完全な所有による支配、過半数支配、法的手段による支配、少数支配、経営者支配)に即してなされることが多い。このバーリとミーンズの分類は、まず誰が支配者であるかという支配主体の点から、株主支配と経営者支配を分類し、これに支配者がいかなる手段を用いて支配するかという観点を加えたものである。しかし、株式会社支配の類型ないし形態を、純粹に学問的・系統的に分類するためには、支配主体と支配手段を明確に区別することが可能であり、また場合によっては、そのことが必要でさえある。さらに、支配は主体や手段という観点のみでなく、あるいは何を支配しているかという客体の点から、あるいはその支配が直接的であるか、間接的であるかという機能の点から、種々の型に分類することができよう。従来も、株式会社の支配問題を論議するに当って、論者の主張展開の便宜ないし視点から、支配の類型に言及したものは見られるが、特に支配の類型をそれ自体独立に採りあげ、分類、吟味したものは、法学の分野においてはもちろんのこと、経営学の分野においてもあまり見られないようである。

二 根拠に基づく支配の類型

マックス・ウェーバー (Max Weber) は、歴史にみられる支配の型を、支配の (被支配者から見れば服従の) 「理由づけ」 「根拠」 (ウェーバーはこれを支配の正当性の根拠と呼んでいる) の内容によって、次のように分類している。⁽¹⁾

(一) 合法的支配

制定された法律・規則による支配である。最も純粹な型は、官僚制的支配である。⁽²⁾ 形式的に正しい手段で定められた法律や規則によって、任意の法を創造し、変更しうるといふにある。

個人が支配者のもつ固有の権利の故に、服従されるのではなく、制定された法規に対して服従が行われ、この法規が誰に対して、またいかなる範囲まで服従されるべきかを決定するのである。命令者自身も、命令を出す場合、法律、規則、または抽象的な規範に服従しているのである。

(二) 伝統的支配

伝統的支配は、昔から存在する秩序と支配権力との神聖性を信ずる信念にもとづいている。最も純粹な型は、家長制的な支配である。⁽³⁾

個人は、伝統によって聖化された「主人」 (支配者) の權威に対して服従する。命令の内容は伝統によって拘束されており、主人の方でこの伝統を無思慮に破るときは、もっぱら伝統の神聖性のみにもとづいている彼自身の支配そのものの正当性を、危胎に瀕せしめることになるであろう。

(三) カリスマ的支配

カリスマ的支配は、⁽⁴⁾ 支配者と、この支配者のもつ天与の資質 (カリスマ)、とりわけ、呪術的能力、啓示や英雄性、精神や弁舌の力とに対する情緒的帰依によって成立する。永遠に新たなるもの、非日常的なもの、未曾有なる

ものと、これらのものによって情緒的に魅了されることとが、この場合、個人的帰依の源泉なのである。最も純粋な型は予言者、軍事的英雄などの支配である。

命令者の型は指導者であり、服従者の型は帰依者である。専ら純粹に指導者個人に対して、彼の個人的、非日常的資質の故に、服従が捧げられるのであって、彼の制定法上の地位や伝統的な權威の故に、服従が行われるのではない。指導者が神に見捨てられ、あるいは、彼の英雄力や民衆の彼の指導者資格に対する信頼心が失われるときは、彼の支配は崩壊する。

カリスマ的支配の特徴は、非合理的な点で伝統に拘束されず、規則への志向性なるものは存在しない。

このウェーバーの分類した三つの類型は、ホワイトヘッド (T. N. Whitehead) が分けた人間の行為の三つの型 (logical, non-logical, irrational) とほぼ一致する。⁽⁵⁾ すなわち、ホワイトヘッド流に支配を分類すると次のようになる。

(一) 論理的支配

これは、ウェーバーの合法的支配に相当する。

(二) 非論理的支配

ウェーバーの伝統的支配は、まさに非論理的である。

(三) 非理性的支配

ウェーバーのカリスマ的支配は、非理性的である。

また、コモンズ (Commons) は、力 (power) を物理的力、経済的力、道徳的力の三つに分類しているが、⁽⁶⁾ 支配は力を中枢とするものであるから、力の如何によって、支配を次のように分類することができよう。

(一) 物理的支配

物理的支配は、物理的力 (physical power) (軍隊、警察) を最後の切札として、一定の社会集団を支配することである。正当な、合法的な物理的力を独占しているのは国家である。かつて、封建制の時期を通じて、最大に発揮された力は国王、君主の大権すなわち君主の国民に対する物理的力で、次にのべる経済力はかなり遅れて認められるようになったものである。

(二) 経済的支配

経済的支配は、経済力 (economic power) すなわち個人が必要としながら所有していない財物を、他人に利用させないようにさし控える力による支配である。経済力は産業革命による財産に対する権利の確立によって、初めて可能となったものである。⁽⁷⁾資本主義経済が高度に発達した段階では、経済的支配がきわめて重要になる。

(三) 道徳的支配

道徳的支配は、道徳的力 (moral power) によって支配される型である。道徳的力は、物理的力や経済力によって助勢されない個人的感化力である。かつ不平等な物理力や経済力が消去されるときに初めて現われる一種の力である。道徳的支配が行われるのは、主として近代の文化的、宗教的、道徳的集団である。

以上、支配の根拠に基づいて考察すると、支配にも各種の型があることが分るが、これらの諸類型は現実には純粹な形では現われず、多くは結合し、または変形して現われる。

そこで、株式会社支配についてこれを考察しよう。まず、ウェーバーの分類について見ると、株式会社企業の支配は合法的支配に属すると言うことができよう。この点、ウェーバーも「国家や公共団体の近代的構造のみが『合法的』支配の型に属するのでは決してない。私的・資本主義的経営内における支配関係も、階層的に組織された多

数の管理幹部をもつあらゆる目的団体や社団（その種類のいかんを問わない）の内部における支配関係も、同じく合法的支配の型に入るのである。近代的政治団体は、単にこの型の最も顕著な代表者であるというだけである」と述べているし、また近代資本主義的工場経営について、「経営規律は完全に合理的な基礎にもとづいており、最善の収益をあげるにはいかにすればよいかという見地から、何らかの物的生産手段と同様に個々の労働者をも、ますます適当な測定手段を利用することによって計測するようになっていく。この原則にもとづいた労働給付の合理的な調教と習練とが、最高の勝利を納めているのは周知のごとく、アメリカ式の『科学的管理』方式（System des “Scientific management”）においてであり、この方式は右の点では、経営の機械化と規律化との最終的帰結を實現している」とも述べている。⁽⁶⁾

伝統的支配は、企業目的に対しては非合理的であるか、または非合理的になりやすい。またカリスマ的支配は、すでにそれ自身経済とは無縁の非合理性にもとづいている。

現実の企業において、伝統的支配やカリスマ的支配がないわけではないが、株式会社の支配は主として合法的支配に属するものと言える。

同様に、ホワイトヘッド流の分類についてみると、株式会社支配は主として論理的支配に属するものと言えよう。

また、コモンズ流の分類についてみると、株式会社支配は物理的支配と、経済的支配のいずれにも属するものと言ふべきであろう。株式会社支配の中でも、株主による支配は経済的支配を基調とし、経営者支配になれば法律や規則にもとづく物理的支配を基調とすることになる。また経営者支配の場合には経営者の個人的感化力という点で、道徳的支配もありうるであろう。

- (1) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Grundriss der verstehenden Soziologie, vierte, neu herausgegebene Auflage, besorgt vom Johannes Winckelmann, 1956. Kapital K. Soziologie der Herrschaft. S. 551ff. 中村晃志郎「支配の社会学」三三三頁以下。
- (2) 官僚制的支配の詳細は Weber, a. a. O. S. 559ff. 世良・前掲書六〇頁以下。
- (3) 家長制的支配の詳細については Weber, a. a. O. S. 588ff. 世良・前掲書一四三頁以下。
- (4) カリスマ的支配の詳細については Weber, a. a. O. S. 662ff. 世良・前掲書 (II) 三九八頁以下。
- (5) T. N. Whitehead, *Leadership in a Free Society*, 1950. pp. 89 et seq.
- (6) John R. Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, 1959. pp. 28 et seq., pp. 47 et seq. 拙訳・資本主義の法的基礎(上)三六頁以下、六一頁以下。
- (7) アメリカの連邦最高裁判所の判例において、市民に対する市民の経済力を初めて認めた画期的な事件は、マン対イリノイ州事件 (Munn v. Illinois, 1876. 94 U. S. 113) であった。その詳細は Commons, op. cit., p. 14. なお、拙訳・前掲書訳注三三参照。
- (8) Weber, a. a. O. S. 552. 世良・前掲書三四頁。
- (9) Weber, a. a. O. S. 694ff. 世良・前掲書三七頁。

三 主体に基づく支配の類型

一、社会学者マックス・ウェーバーが、支配根拠にもとづいて支配の型を分類したのに対し、経営学においては、バリー (Berle) とミーンズ (Means) や増地博士が支配主体に基づいて、すなわち株式会社においては、誰が支

配者であるかという見地から、支配を考察している。しかも、その際、支配の型としては、株主がどの程度の株式を所有すれば、その会社を支配できるかという観点、あるいは法律上の方法による支配という観点から、分類、吟味を行なっている。⁽¹⁾

(一) 株主の「完全な所有による支配」(control through almost complete ownership)

これは、ほとんど全部の株式を所有し、ことに経営者を選任し、かつ、これを支配している場合である。バリーとミーンズは、まとまった一団の株主が、八〇%以上の株式を所有する場合には「完全な所有」に編入している。⁽²⁾

(二) 株主の「過半数支配」(majority control)

これは、過半数の株式を所有することによって、株式会社を支配するものである。バリーとミーンズは、過半数支配は所有と支配の分離の第一段階であると述べている。⁽³⁾

(三) 法的手段による支配 (control through a legal device)

これは、持株会社によるピラミッド (pyramiding)、無議決権株、議決特権株、議決権信託、白紙委任状による議決権代理行使、資格譲渡、議決権拘束契約などの法的手段による支配である。

(四) 株主の「少数支配」(minority control)

これは発行済株式総数の半数未満の株式を所有することによって、株式会社を支配するものである。この場合には、一人または少数の株主が、株主総会に際して自己の持株と合わせれば、議決権の過半数を占めるに足るだけの委任状を一般株主から集めることのできる力が、その支配株主の基礎になる。

(五) 経営者支配 (management control)

株式が極度に分散すると、株式所有を通じて、会社の諸活動を支配するに十分な個人または集団すら存在しなく

なり、経営者が会社の支配権を掌握することになる。株主は一般に委任状に記載された二名または三名の者を代理人として、議決権を行使しうることになっているが、この委任を受けて投票する者、つまり投票委員を指名するのは、現在の経営者である。したがって、経営者はほとんど株式を所有しないときでも、「自」永存体」(self-perpetuating body)となることができる。⁽⁴⁾

次に、わが国では増地博士が、アメリカのバーリおよびミーンズと大体同様の方法によって、昭和九年、わが国の重要株式会社九一社について調査して、次の通り分類したのが有名である。⁽⁵⁾

(一) 株主の「過半数支配」

これは、過半数株式の所有による支配権把握であり、その支配権はほぼ完全である。

(二) ピラミッド型支配

親会社の支配者が従属会社に対する支配権を把握するに当り、支配資本の節約が行われる場合に、ピラミッド型支配が成立する。

(三) 株主の「少数派支配」

これは株主が発行済株式総数の五〇%未満の株式を所有することによって支配する型である。

(四) 経営者支配

これは、前に説明したように、経営者が株式を全然または殆んど所有することなく、会社を支配する型である。

(五) 金融業者支配

これは、社債の引受・資金の貸付を行なう金融業者が取締役の任免権を把握する場合をさす。

(六) 政府支配

特殊事業を営む株式会社においては、政府が出資をしないにも拘らず、取締役の任免権を有つ場合がある。これが政府支配である。

以上、バリーとミーンズおよび増地博士の分類を考察したが、これらは純粹に支配の主体の如何にもとづいて、支配を分類したのではない。すなわち、バリーとミーンズの分類中の「法的手段による支配」と、増地博士の分類中の「ピラミッド型支配」は、支配者がいかなる手段を用いて支配するかという観点からのものである。

私は、支配の型の分類に当っては、バリーとミーンズ、および増地博士の分類を参考としつつも、純粹に支配の主体にもとづいて分類する方が適當であろうと考え、拙著「株式会社支配の法的研究」(共著)においては、株主支配、債権者支配、経営者支配、従業員支配および国家支配の五種に分類した。⁶⁾そこでは、経営者支配と株主支配および金融機関のような債権者支配との間に、支配斗争が展開される。その結果、経営者支配が排除される場合もある。また外部から経営者支配と目される場合にも、大株主、金融機関および経営者の妥協により、もしくは少数派株主と経営者との二者の妥協により、いわゆる共同支配 (joint control) の形態が実現している場合もある。

(一) 株主による支配

株主による支配には、バリーとミーンズの分類による「完全な所有による支配」「過半数支配」および「少数支配」と、増地博士の分類による「過半数支配」「少数派支配」を含む。

(二) 債権者による支配

増地博士の「金融業者支配」がここに含まれるが、私の言う債権者には金融業者のほかに取り上の債権者、社債権者をも含む。もちろん銀行をもって代表される貸付債権者(金融業者)の支配が中心をなすことは言うまでもない。

債権者の支配が顕著にあらわれるのは、次の場合である。

(1) 会社が事業拡張に際し、市場の状態により株式募集困難であり、社債発行または借入に頼る場合に、支配債権者が社債引受または貸付の条件として、その経営に対し、何らかの指示を与え、ときには取締役の任免をも命ずることがある。⁽⁷⁾

(2) 債務会社が財務窮迫に直面している場合にも債権者支配が生ずる。⁽⁸⁾この場合に、債権者なканずく銀行は経営財務に関しては専門であり、債務会社を率先指導するに好適な知識、手段をもつ地位にある。

(3) 債務会社が社債償還不能または借入金返済不能に立ち至ったときで、しかも債務会社に更生の見込がある場合にも、債権者支配が生ずる。⁽⁹⁾

(三) 経営者による支配

バリーとミーンズまたは増地博士の分類による「経営者支配」と同様である。

(四) 従業員による支配

従業員持株制度、労働株 (labor stock, *action de travail*, *Arbeitsaktie*)、経営協議会、生産管理などによって、従業員が経営参加し、支配を獲得することがある。

従業員持株制度は、アメリカで盛んに利用され、わが国でも活用されているが、従業員が保有しうる株式の数には当然限界があろう。

また、労働株の制度が、法律によって認められたのは、フランスとニュージーランドである。

経営協議会制度の最初のもの、従業員代表と経営者が問題のあるたびに話し合うという形で、イギリスのショップ・ステュワード (shop steward)、フランスの被用者代表委員 (*délégués du personnel*) がその例である。

また従業員の代表が委員会を構成し、経営者と協議するドイツの経営協議会 (Betriebsrat) がある。

また経営者と労働者側の代表者とが合同して委員会を構成し、会議体として経営に関する問題を協議決定するものに、フランスの経営委員会 (comités d'entreprises) およびイギリスの各種協議会がある。このような経営協議会は、労働組合勢力の強いときは良いとしても、その力が弱い場合は使用者の御用機関化する。

生産管理は、労働者が完全に経営者の支配を脱し、経営の主体となるという意味で、もっとも強い従業員支配の態様といえるが、争議期間という一時的な関係で、むしろ特殊なものである。

(五) 国家による支配

増地博士の分類による「政府支配」と大体同様である。株式会社支配では、近年国家の力と影響が驚異的に増加している。国家の顕在的あるいは潜在的力は他のすべての集団の力より優位にたつ。すなわち、株主、債権者、経営者、従業員は会社とともに、「被支配者側」にたつのである。

二、なお、主体に基づく支配の類型を支配者の単複によって次のように分類することも可能である。

(一) 単独支配

支配者が単一の個人または単一の会社であれば、常に強力に安定して会社を支配することができる。

(二) 共同支配

会社の規模の拡大は、老大な資本需要を喚起し、ますます大衆資本の動員を必要とする。その結果、大株主の持株割合は株式分散によって低下傾向を示し、支配権の基礎を脆弱化する。かかる事態にたいして、大株主はその支配権を維持補強するために、多くの場合、他の株主と相互に緊密に連合して、共同の利害が存在するかぎり、共同支配を行なう。パリーとミーンズも、共同支配は決して異例なことではないと述べているが、戦後のわが国におい

ては単一の会社よりも、むしろ金融機関を中心とする複数の会社集団によって支配されている会社が多いと言われている。

この共同支配は、株主同志によるほか、株主と経営者、または株主と債権者による共同支配ということも考えられる。

- (1) A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1936, pp. 70—90.
- (2) Berle and Means, *op. cit.*, p. 93.
- (3) Berle and Means, *op. cit.*, p. 70.
- (4) Berle and Means, *op. cit.*, p. 87.
- (5) 増地・株式会社三五八頁。
- (6) 拙著・株式会社支配の法的研究（共著）一三頁以下。
- (7) 会社が急速に拡張しつつある場合に、債権者の支配干渉が行われた事例としては、アメリカにおけるゴードンの調査にあらわれている。すなわち一九世紀における鉄道の若干の場合がそうであり、また一八九〇年以降のある種の公益企業制度の発展についても同様であった。R. A. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, 1948, p. 191.
- (8) アメリカにおける事例については、Gordon, *op. cit.*, pp. 195—196. わが国における事例としては、近江絹糸株式会社に對する債権者三菱銀行の支配干渉事件（公取、昭三三年（勉）第三号）がある。詳細は拙著・前掲書一〇二頁参照。
- (9) アメリカにおける事例については、Gordon, *op. cit.*, p. 197. わが国においては、大正一四年帝國麦酒株式会社が三十四銀行を受託会社とし、藤本ビル・ブローカー銀行を引受銀行として、三百万円の担保附社債を発行したが、昭和二年の金融恐慌で償還不能になったのを、社債権者が集会を開き、社債償還および利息支払の猶予を行ない、後除々に回収した例がある。板橋菊松・社債の実際知識一二七頁以下。

四 客体に基づく支配の類型

まず、経営学者で支配の向けられている部面、すなわち客体によって支配を分類したのは、バーナム(Burnham)⁽¹⁾である。

(一) 生産手段への参与に関する支配

(二) 被支配物の所産の配分上の優遇に関する支配

バーナムによると、右の二つの支配が密接に関連し合っており、封建社会にあつては、重要生産手段は土地であり、事実上の土地支配とその土地所産の配分上の優遇とは、封建貴族の掌中にあつた。中世後期の社会において、重要経済部門は農業でなく、商業、工業および金融業となつたのであり、現代社会において、これらの分野における生産手段の所産の配分に参加することを支配し、かつその配分上の優遇を受ける者を、資本家と呼ぶが、しかし、資本家はすでに生産手段の直接の運用から遠ざかり、これに代つて、経営者が生産手段への接近を排除している。今日では、経営者が生産手段への他人の接近を排除し、資本家が成果の優先的分配を受け、「支配」が二つに分れているが、しかし、この支配の分離は、過渡的なものであり、いずれは同一人が他人の接近を排除し、その成果を優先的に受けるようになるであらう。そして、最後に勝利を得るのは経営者である。これが彼の考え方である。

このバーナムの分類は、法律学者が株主権を共益権と自益権に分類しているのに似ている。法学上、利益配当請求権および残余財産分配請求権を確保するための手段として、共益権が理解されるように、バーナムもまた配分

支配を生産支配の窮極的目的と考えているようである。⁽²⁾

法律学者は、大体において支配を客体に基いて分類する者が多いが、まず実方教授は支配を次のように分類しておられる。⁽³⁾

(一) 企業そのものの存続に対する支配

具体的には、会社の解散（商四〇四条二項）、会社の継続（商四〇六条）、会社の合併（商四〇八、四二二、五六条三項、四項）、営業の全部または重要な一部の譲渡、営業全部の賃貸および経営の委任、利益共通契約その他これに準ずる契約の締結・変更・解約、他の会社の営業全部の譲受（商二四五条一項）などである。

(二) 経営に対する支配

(1) 狭義における経営支配

取締役の選任・解任（商二五四条一項、二五七条）、会社と取締役との間の訴の代表者の決定（商二六一一条ノ二第二項）、監査役の選任・解任（商二八〇条、二五四条一項、二五七条）、清算人の選任・解任（商四一七条一項但、四二六条）、検査役の選任（商三三七条三項、一三八条）、定款の変更（商三四二条）、資本の減少（商二七五条）、取締役・監査役・清算人の報酬の決定（商二六九条、二八〇条、四三〇条二項）などである。

(2) 経営を監督する権利

取締役などの責任を追求する代表訴訟の権利（商二六七条以下）、取締役の不当行為差止請求権（商二七二条）、新株の不当発行差止請求権（商二八〇条ノ一〇）、会計の帳簿および書類の閲覧謄写権（商二九三条ノ六）などがある。

竹内教授は、右に述べた実方教授の分類をそのまま踏襲して、支配を（一）「企業そのものの存続に対する支配」と

(二)「経営に対する支配」に分けるほか、株主の共益権を次のように分類しておられる。⁽⁴⁾

(1) 議決権の保障のための権利

総会の決議の無効確認訴権(商二五二条、一八〇条三項)、決議取消訴権(商二四七条ないし二五〇条、四三〇条二項、一八〇条三項)、総会の招集請求権(商三三七条)などがある。

(2) 経営に対する支配保障のための権利

取締役・監査役に対する訴権(商二六七条、一九六条、二八〇条、二八〇条ノ一第二項、四三〇条二項)、会社の業務および財産状況の検査請求権(商二九四条)などがある。

(3) 企業の存続に関する支配保障のための権利

たとえば、会社設立無効訴権(商四二八条、一三六条以下)、会社の整理開始申立権(商三八一条)などである。⁽⁵⁾私も実方教授や竹内教授と基本的には殆んど変りなく、支配の型を次のように分類する者である。

(一) 経営支配

(1) 狭義の経営支配

経常的業務執行に対する支配である。

(2) 広義の経営支配

右の狭義の経営支配のほか、計算書類の決定・利益配当の決定(商二八三条)、取締役の報酬の決定(商二六九条)などを含む。

(二) 組織支配

(1) ゴーイング・コンサーン(Going Concern)を前提とする支配

たとえば、新株発行(旧商三四八条、商二八〇条ノ二但)、社債発行(旧商二九六条、商二九六条)、準備金の資本組入(商二九三条ノ三)などがある。

(2) 異常時を前提とする支配

会社の解散(商四〇四条)、会社の継続(商四〇六条)、会社の合併(商四〇八、四一一、五六条三項、四項)、資本減少(商三七五条)などがある。

なお、右の支配を保障するための副次的権利として、代表訴訟提起権(商二六七条)、取締役の違法行為差止請求権(商二七二条、四三〇条二項)などを認めることができる。

(1) J. Burnham, *The Managerial Revolution*, 1941. p. 59

(2) Burnham, *op. cit.*, p. 71 ff. 参与の支配を持つグループは「その支配を必然的専一的にはないが、第一に自己自身の利益を計るために使う」とのバーナムの言葉が、この間の事情を示すものである。

(3) 実方・会社法学Ⅱ四一八―四一九頁および「株式会社法の法理」田中先生還暦記念論文集二五九頁参照。

(4) 竹内「株式会社法における支配概念」松本先生古稀記念論文集二二八頁。

(5) 拙著・経営者支配の法的研究五二頁および「経営者支配と株式会社法」私法二四号一六七頁参照。

五 機能に基づく支配の類型

一、支配機能が直接被支配体に及ぶか、否かにより、支配の型を分類することができよう。

実方教授は、資本所有者(株主)による企業支配に関し、特に「経営に対する支配」について、これを次のよう

な二個の類型に分けておられる。⁽¹⁾

(一) 人的支配

これは、出資者たる資本所有者が、直接、経営者として現われ、自らの無限責任の下に人的支配を行なう場合である。個人企業および合名会社企業が、この典型的なもので、所有と経営とが出資者の一身に帰属している。

(二) 物的支配

これは、出資者が企業の法的組織上当然に経営者として現われる、と言うようなことなく、資本所有者（株主）資格とは必然的な関連を有しない客観的な機構を媒介として、間接に経営を支配する場合である。その典型的なものが株式会社企業である。

この実方教授と同じ視点から、支配の型を分類されているのが、経営学者漢利教授である。⁽²⁾

(一) 直接管理

これは、機能資本家がみずから経営の最高管理機能 (administration, top management) を担当し、その直接管理者となるものである。

(二) 間接管理

これは、機能資本家が経営の最高管理機能をみずから担当するのではなく、とくに専門的な「経営者」(professional or specialist manager) を任命し、この経営者をみずから任免することによって、間接的に経営管理を担当するものである。

これらの分類は、支配作用を「経営」の面に限定している点で狭く、また株式会社企業以外に及ぶ点で広すぎる。従って、これらの分類に対して、支配を株式会社企業に限定して、その経営および組織に対する支配作用が直

接的であるか否かにより、次のように分類することも可能であろう。⁽³⁾

(一) 直接的支配

支配株主が直接その会社の株式の過半数を制して支配する型である。

(二) 間接的支配

これは、支配株主が持株会社 (holding company) を設立して、その株式の過半数を所有し、その会社を通じて、さらには中間会社 (Zwischengesellschaft) を通じて、他の会社 (下位会社) を支配する型である。

これとほぼ類似した分類の方法に、バリーとミーンズのものがある。⁽⁴⁾

(一) 直接的支配 (immediate control)

複合企業において、上位会社が直接の下位会社の株式の過半数を所有することによって支配するものである。

(二) 窮極的支配 (ultimate control)

ピラミッド型支配において、ピラミッドの頂点にある持株会社の過半数株式の支配者がピラミッドの各段階の積み重ねを利用することによって、窮極的にピラミッド全財産の完全な支配を行なうものである。

バリーとミーンズは、アメリカ二百社の大会社を支配形態別に分類するにあたり、下位会社 (被支配会社) の支配形態が少数持株支配である場合において、上位会社 (支配会社) の支配形態が経営者支配であるときは、下位会社 (被支配会社) の支配形態を直接的支配として、少数持株支配として分類し、窮極的支配としては経営者支配として分類している。⁽⁵⁾

二、同じく支配機能に基づく分類ではあるが、機能が効力を發揮するか否かの観点から、支配の型を次の各種に分けることができる。まず、占部教授は支配の型を次の通り分類される。⁽⁶⁾

(一) 機能的（積極的）支配

これは、会社の最高政策を指揮し、または経営者を任免するだけの機能を發揮する支配である。

(二) 無機能的（消極的）支配

これは、単に利潤の分配に参加するという消極的な機能しか發揮しない支配である。

占部教授は、株式会社の支配構造の変化によって、出資者は積極的、機能的な支配職能を失ってくる。しかし、その場合でも、消極的、無機能的な支配職能はあくまで出資者に残されている。これさえなくなれば、株式は価値なき一片の紙片となるであろう。所有と経営の分離の真の意味は、出資者が積極的、機能的支配を失なうことよって、経営者の相対的に独立的な地位が確立され、出資者は消極的、無機能的な支配しかもたなくなる事態にあるといわねばならないとされる。

山城教授も、ほぼ同じ趣旨の立場から、支配の型を次の二つに分けておられる。

(一) 経営機能的支配

(二) 経営機能を対象とする支配

すなわち、山城教授によると、支配概念は確定概念ではなく、資本と経営の分離が成立する以前にも存在するが、成立した場合にも存在し、両者の意味内容は異なるとして、後者の支配は「経営機能的支配ではなく、経営機能を対象とする支配である。従って、支配力の保持者はもはや最高経営機能担当者ではない。経営の外なる者である。ここでも資本出資者が支配者であるが、彼は経営機能から分離しているからである。そして分離段階においては、かかる意味で支配はあるが、内容的に経営機能上の支配ではないから、経営上の *Direction, Decision* ではなく、単に資本的利害に関する制約、拘束となる。この関係を筆者（山城教授）は資本家の経営局外者化又は対境関

係と呼び、単なる Interest Group の関係と称している」と説明される。⁽⁷⁾
 さらに、森教授は支配の型を次の二種に分類される。⁽⁸⁾

(一) 顕在的支配

この場合、支配者は自ら経営主脳者として君臨し、高額の経営者報酬（企業者賃金）に加えて、創業者利得、経営の内部情報の利用に基づく種々の利得を収める。

(二) 潜在的支配

これは、支配者が経営の外部から経営支配を行なう場合で、重役報酬の形で企業利益の分前に与かることが可能であり、また内部情報利用の可能性も薄れ、支配者の持株比率の低下に伴って、潜在的所有者支配は形式的には支配の外形をとどめていても、実質的内容は失われることになる。

(1) 実方・商法学総論二二二—二二三頁。

(2) 藻利「資本と経営の分離」新会社法と会社経営四四—四五頁。

(3) 拙著・株式会社支配の法的研究（共著）五九—六〇頁参照。

(4) Berle and Means, *op. cit.*, pp. 93—94.

(5) パーリとミーンズは、持株会社によるピラミッド型支配における被支配形態を直接的支配によって分類せず、窮極的支配によって分類している。Berle and Means, *op. cit.*, p. 94 の表 p. 116 の Table XIV 参照。これに対し、会社の支配形態を示すものは、あくまでもその直接支配で、窮極的支配形態は上位会社（支配会社）の支配形態にはかならず、上位会社と下位会社との支配関係を表示するものではない。それゆえ、下位会社（被支配会社）は、当然その直接支配形態によって分類すべきであるとの批判がある。上林貞次郎・現代企業における資本・経営・技術五一—五二頁。広瀬雄一・株式会

社支配の構造一八頁。

(6) 占部・経営者五七頁。

(7) 山城・企業体制一一七頁。

(8) 森昭夫「企業支配の概念について」国民経済雑誌九四卷五号五四―五五頁。ゴードンも「利害者集団の持つ力(支配?)は潜在的 (potential)であり、消極的 (passive)である」となし (Gordon, op. cit., p. 150) また「ある強力な利害者集団はそれが強力であるために、会社の業務に対してある程度の影響力を持つ。すなわち集団の欲求・意見・助言・抗議ないし阿諛などは経営者層によって注意を払われる傾向にある。しかし……最終的決定を経営者自らが行なうならば、この種の圧力は意思決定ではない」とのべている (Gordon, op. cit., pp. 150～151)。

六 手段に基づく支配の類型

如何なる手段・方法によって支配が行われるかによって、支配の型を次のように分類することができよう。

(一) 法的手段による支配

株式会社は、白紙委任状による議決権代理行使、議決権信託、資格譲渡、議決権拘束契約、無議決権株、議決特権株、自己株、持株会社などの法的手段が用いられることがある。

これらの法的手段は、すべて株主の議決権を基礎としたものである。大株主が少数の株式を所有することによって会社を支配しているときには、その支配力は強固ではない。とくに、会社の営業内容が悪化しているときには、一般株主も株主総会の議決に参加したり、議決権の行使を現在の大株主以外の者に委任したりして、株主総会は各

種の株主の利害衝突の戦場と化することがある。そのため、大株主はその支配権を確保し、強化することが必要である。

(1) 白紙委任状による議決権行使

これは、アメリカやわが国においても見られる。株式が大衆化して各地に分散すると、一般株主が費用と時間とを消費して、株主総会に出席することは事実上困難となる。一般株主は会社の経営支配には何らの興味もたず、知ろうともせず、ただ利益配当の確実なことを希う単なる債権者と化するのである。そこで、彼らの為すことは、せいぜい総会招集の通知とともに会社から送られてくる議決権の代理行使に関する白紙委任状に記名捺印して、これを会社に送り返すことである。ところが、これは反面、大株主が一般株主の議決権の放棄を利用することによって、議決権代理行使の白紙委任状を集め、会社の総会を支配することを意味するのである。

(2) 議決権信託 (voting trust)

議決権信託はアメリカの実業界で生れた制度であり、わが国ではみられない。これは議決権の代理では撤回可能なため、これを避けて代理の永続性を図る経済的目的をもつ。議決権信託は、多数の一般株主が一定期間議決を一人または数人の受託者に譲渡し、受託者はこれにより総会、したがってまた企業を支配するものである。その方法として、信託契約に同意する株主が受託者に株式の法律上の権利を譲渡し、この譲渡は会社の名簿に登録される。受託者は株主に対して議決権信託証書 (voting trust certificate) を交付し、これが市場に流通する。そして、この場合の受託者に大株主がなるのである。

(3) 資格譲渡 (Legitimationsübertragung)

資格譲渡とは、株式自体を譲渡することなく、しかも他人にその者の名において議決権を行使するための資格を

譲渡することである。ドイツでは無記名株式が普通であったので、この資格譲渡がさかんに行われた。わが国では無記名株式があまり利用されず、この種の慣行はみられない。

(4) 議決権拘束契約 (Stimmrechtsbindungsvertrag)

議決権拘束契約は、会社の支配者が他の株主との間の契約により、その株主をして自己の指図にしたがって議決権を行使する義務を負わせるものであって、単なる債権契約を基礎とする点にその特色がある。一回かぎりのこともあるが、多くは大株主協会などと称する特別の団体を組織し、関係株主が総会前にあらかじめ会合して、多数決によりその団体の意思を決定し、その統一意思を株主総会に反映させるものである。そのため、その団体の指導者すなわち大株主に議決権の代理行使を委任することが多い。わが国でも明文の規定はないが、この種の事例は往々にして見られる。⁽¹⁾

(5) 無議決権株 (non-voting stock)

無議決権株は、議決権のない株式で、支配者が議決権ある株式を所有することによって、支配資本を節約することができ。これは、アメリカにおいて発達し、第一次大戦後になってドイツに、さらにわが国にも採用された(商二四二条)。

(6) 議決特権株 (stock having excessive voting power)

議決特権株は、一株につき二以上の議決権を有する株式であり、会社の支配者がこれを所有するときは、支配力はきわめて強い。この方法は、アメリカにおいて、たとえばシイティズ・サーヴィス会社 (Cities Service Company) やスタンダード・ガス・電気会社 (The Standard Gas and Electric Company) などによって用いられた⁽²⁾が、特にドイツにおいて、第一次大戦後外国資本の侵略の危険に対処するという理由などから盛んに利用された。⁽³⁾

一株一議決権の原則を堅持するわが商法下では、この種の株式の存在する余地はない。

(7) 金庫株 (treasury stock)

会社が自己の株式を購入するもの、つまり大株主が会社の資金をもって、自社の株式を取得するもの、会社が購入しないし取得して保有すれば、会社はもちろんその株式の議決権を行使することはできないが、しかしそれだけ議決に参加する株式数が少なくなり、大株主の支配力は強化することになる。アメリカにおいては、支配権強化のためにこの方法が用いられたことがある。わが商法では会社の自己株式取得に制限をもうけている(商法二一〇条)。

(8) 貯蔵株 (Vorratsaktie)

ドイツで第一次大戦後行なわれたもので、大体金庫株と同一の目的をもつものである。これは、会社の発行した株式を会社の計算において一定の者に保有させ、会社の指図によって売却させるものであり、實質上は会社の自己株式である。

(9) 持株会社 (holding company)

大株主が他の会社の支配を専門にする会社自体を構成することが、支配確保のための典型的な形としてあらわれる。これが、いわゆる持株会社である。

持株会社には、他会社支配の目的をもってする株式の取得および保有だけを業務とするものと、これを主たる業務とするが同時に自らの生産事業を営むものがあり、前者を純粹の持株会社 (pure holding company)、後者を親事業会社という (わが独占禁止法九条は、この両者を含めて持株会社を禁止している)。(4) 持株会社による支配者の資本の節約には驚くべきものがある。

右に述べた各種の支配手段は、大株主による株式会社支配の手段として、一般に論じられてきたものである。

ところが、経営者が支配者になる場合には、本来株主によって活用されるべきこれらの手段を、経営者が巧妙に利用することになる。

その結果、これらの手段は「経営者支配」を確保継続するための手段に転化するのである。たとえば、わが国における従来からの白紙委任状による議決権代理行使の慣行をみると、会社が株主に勧誘し、株主は白紙委任状に代理人の氏名または日付を白地のまま署名または記名捺印して会社に返送し、会社はその委任状により自己の適当とみとめる者、すなわち社長または株式課長を代理人に指定して、議決権を代理行使させることが多いのである。この事情はアメリカにおいても、ほぼ同様である。アメリカでは勧誘に際して、その委任状によって議決権を行使する投票委員会 (proxy committee) の名前を掲げているのが常である。⁽⁶⁾ この投票委員会は通常現在の経営者によって指名され、大抵の場合、取締役の中から選ばれ、社長その他の役員であることが多い。そして投票委員会に対する株主の積極的争いも反対もなく、株主の委任状は定足数 (quorum) を満たす手助けとなり、また経営者の意思に合致するようゴム印を押すことになるのである。⁽⁷⁾

また議決権信託に例をとると、その受託者たりうる者には、当該会社の株主、債権者、経営者などがある。これに加えて特殊な場合ではあるが、たとえば会社が解散命令を受けたときに、これを実行するために裁判所によって選任された者たとえば弁護士などが受託者になることもある。そして、特に経営者が受託者となる場合は、殆んど資本出資を負担しないで、その企業の諸活動に関するほとんど完全な支配権を手にし、その会社における地位を永久化することになる。⁽⁸⁾

ドイツにおける資格譲渡は、もっぱら銀行によって利用され、ドイツの銀行が全産業部門に亘って牢固たる勢力を獲得するに至った原因の一つは、寄託株についての議決権の利用にあると言われている。⁽⁹⁾ しかし、資格譲渡を利

用し得るものは、理論的には銀行に限られる必要はない。資格譲渡そのものを無効とする立場を採れば論外であるが、資格譲渡制度の有用性と合法性を認める立場からは、それが当該会社の株主であろうと、一般債権者であろうと、経営者であろうと、資格株主 (Legitimationsaktionär) たることを、一応認められるであろう。

(二) 事実的手段による支配

右の法的手段によらないで、事実的基盤 (factual base) に依存して、支配が達成されることがある。たとえば支配権獲得者の「業務上の見解に対する大衆の支持」「彼の社会的地位に対する株主の大多数の信頼」などである。この事実的手段による支配の具体的実例としては、一九二八年のアメリカにおけるスタンダード石油会社の大株主ロックフェラー (John D. Rockefeller, Jr.) と、会社の取締役会長スチュワート (Stewart) との紛争を挙げることができよう。⁽²⁾

- (1) 昭和二七年九月頃、南海電気鉄道株式会社 (資本金八億円、千六百万株) の一部株主が経営者側に対して「南海大株主協会」の設立をし、そこでの決議事項を会社側に要求したことがある。なお詳細は西原「株主権の濫用とその対策」商事法研究二卷九二頁注(7)参照。
- (2) Berle and Means, op. cit., pp. 76~77.
- (3) 増地・株式会社三七四頁以下。
- (4) いわゆる財閥を中心にして構成されていた戦前のわが国経済における集中形態は、持株会社である財閥本社を頂点とし、幾重にも広がる持株による企業支配によって成りたっていたことは、周知のところである。
- (5) 大阪市大商法研究室「改正株式会社法施行の実態の調査」ジュリスト七八号二三頁以下。
- (6) Ballantine, on Corporations, rev. ed. 1946, p. 412; Berle and Means, op. cit., pp. 86~87.

- (7) Ballantine, *op. cit.*, p. 412; Berle and Means, *op. cit.*, 81~89, 139, 245.
 (8) Berle and Means, *op. cit.*, p. 77.
 (9) Moser, *Die Generalversammlung der Aktiengesellschaft*, 1925, S. 46 pp. 菱田・株主の議決権行使と会社支配
 一九二頁。

(10) 一九二九年の春の株主総会で、委任状争奪戦が行なわれ、一四・九%の議決権をもつロックフェラーは多くの金を使い
 すぐれた法律専門家をやとい、また社会上の地位を利用した。これに対して、スチュワート大佐は現在の取締役会の支持を
 うけ、かつ、一万六千人の従業員株主の援助をうけて、また五割の配当をする旨の宣言もした。予想もつかないぐらい両者
 の力は伯仲したが、結局、ロックフェラーが株式総数の五九%、現実に行使された議決権の六五%を獲得して勝利を収め
 た。ロックフェラーの勝因は、持株数よりも社会的地位と富の力といわれている。Berle and Means, *op. cit.*, pp. 82~
 83。拙著・株主の法律四二頁参照。

七 七 六 七 び

本稿においては、株式会社支配の諸類型を種々の観点から分類し、さらに若干の吟味を行なった。これを要約す
 ると、まず、社会学において周知の、根拠ないし理由づけに基づく、マックス・ウェーバーの支配の類型を最初に
 採りあげた。次に、主体に基づく支配の類型については、バーリとミーンズおよび増地博士の分類を吟味し、私見
 では株主支配、債権者支配、経営者支配、従業員支配および国家支配の五種に分類すべきことを主張した。また客
 体に基づく支配の類型については、バーナム、実方教授および竹内教授の分類を検討し、私見では、経営支配と組

織支配に分け、組織支配を、(1)ゴースティング・コンサーンを前提とする支配および(2)異常時を前提とする支配に再分類すべきことを強調した。さらに、機能に基づく支配の類型については、支配機能が直接被支配体に及ぶか否かにより、実方教授、藻利教授およびバリーとミーンズの分類を考察し、同じく支配機能に基づく分類ではあるが、機能が効力を発揮するか否かにより、占部教授、山城教授および森教授の見解に触れた。最後に、手段に基づく支配の類型について、法的手段による支配と事実的手段による支配に分け、特に前者は株主のみでなく、経営者によっても利用される型であることを指摘した。

取扱っている素材から、すでに看取されるように、本稿における考察は株式会社におけるいわゆる所有と経営の分離ないし経営者支配を肯定する立場から行なわれたものである。このような立場に対しては、当然異論が考えられる。また諸類型の分類の仕方についても別の視点からの主張がありうるであろう。これらの点に関しては、大方識者の御叱声を得て、他日再考したいと思う。